

# 那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドライン

## 目 次

### 誓約書

#### 第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件
2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項
3. 売払物件の権利移転などについての注意事項
4. 個人情報の取扱いについて
5. 共同入札について

#### 第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付

1. 公有財産売却の参加申込みについて
2. 入札保証金の納付について

#### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続

1. 公有財産売却への入札
2. 落札者の決定
3. 売払いの決定
4. 売払代金の残金の納付
5. 落札者以外への入札保証金の返還
6. 契約に当たって付す条件

#### 第4 せり売り形式で行う公有財産売却の手続

1. 公有財産売却への入札
2. 落札者の決定
3. 売払いの決定
4. 売払代金の残金の納付
5. 落札者以外への入札保証金の返還
6. 契約に当たって付す条件

#### 第5 契約に当たっての付す条件

1. 市議会の議決に付すべき契約について
2. 売買契約に当たっての付す条件

#### 第6 公有財産売払の財産の権利移転及び引渡し

1. 売払物件が「不動産」の場合の権利移転及び引渡しについて
2. 売払物件が「自動車」の場合の権利移転及び引渡しについて
3. 売払物件が「動産（自動車を除く）」の場合の権利移転及び引渡しについて

#### 第7 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応
2. 公有財産売却の中止
3. 公有財産売却の参加希望者に損害などが発生した場合
4. 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間
5. リンクの制限など
6. システム利用における禁止事項
7. 準拠法
8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など
9. 那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正
10. その他

#### 第8 担当部局の名称及び所在地

## 誓 約 書

以下を誓約いたします。

今般、那須塩原市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、公有財産売却ガイドライン及び貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連営業その他これに類する業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設の使用、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に定める観察処分を受けた団体の事務所の使用及び騒音、振動、臭気その他周辺環境に著しく支障を及ぼす用途に供しようとする者に該当しません。
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
  - (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と那須塩原市に認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
  - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 5 私は、貴庁の公有財産売却に係る公有財産売却ガイドライン、入札説明書、入札公告、売買契約書などの各条項を熟覧し、及び貴庁の物件調書などを精査又は物件確認などをし、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

# 那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドライン

那須塩原市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）を御利用いただくには、以下の那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産買売却の手續などに関して、本ガイドラインとK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号又は第2項の各号に該当すると認められる方

<参考：地方自治法施行令（抄）>

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
    - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
    - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
    - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
    - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有してない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）に該当する方

法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する方をいいます。）が暴力団員に該当する方

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連営業その他これに類する業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設の用、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」といいます。）第5条に定める観察処分を受けた団体の事務所の用及び騒音、振動、臭気その他周辺環境に著しく支障を及ぼす用途に供しようとする方
- (6) 18歳未満（参加仮申込み日現在）の方
- (7) 日本語を完全に理解できない方
- (8) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方
- (9) 当該入札に係る公有財産に関する事務に従事する那須塩原市職員

## 2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり、那須塩原市が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」といいます。）の手續の一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間那須塩原市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や那須塩原市において閲覧に供されている入札の公告、契約書などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行った上で公有財産売却に参加してください。

また、売払物件（公有財産売却により入札に付する物件を、開札後において落札した場合は落札した当該物件を、所有権が移転した場合は売却した当該物件をいいます。以下同じです。）については、現状での引渡しとなります。

入札前に那須塩原市が下見会等を実施する場合、当該下見会等において事前に購入希望の売払物件を確認して入札に参加してください。下見会等を実施しない場合は、申込者自身で売払物件の確認をしてください。

下見会等を欠席した場合やこれを実施しない場合は、いずれも売払物件の確認をしたものとみなします。

申込者自身でガイドライン、公告、物件調書、土地登記、公図類、現地、諸規制等を確認し、これらを全て承知の上、申込みを行ってください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「K S I 株式会社」といいます。）の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続を行ってください。

ア. 参加仮申込み

売却システムの物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ. 参加申込み（本申込み）

売却システムの物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行った後、那須塩原市のホームページから提出書類を印刷し、必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）の上、添付書類とともに、那須塩原市まで持参又は郵送（申込締切日必着）してください。

代理人による手続の場合は、第1の2の（7）を確認の上、必要書類を提出してください。

○ 不動産

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1-1）（以下「申込書」といいます。）
- ・ 誓約書（様式2）

○ 動産・自動車

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書（様式1-2）以下「申込書」といいます。）
- ・ 誓約書（様式2）

○ 添付書類

・ 不動産の場合：

- ①個人番号の記載のない住民票抄本（参加者が法人の場合は、履歴事項全部証明書）の写し
- ②印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の写し

・ 動産及び自動車の場合：

- ①個人番号の記載のない住民票抄本の写し（法人の場合は履歴事項全部証明書の写し）、運転免許証、マイナンバーカード（カード表面のみ）又はパスポートのコピーのうちいずれか1通
- ②印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の写し

※ いずれも90日以内に発行されたものを添付してください。

※ 提出された申込書及び添付書類一式は、理由の如何、落札の有無にかかわらず返却いたしません。

- 複数の売却物件について申込みをされる場合、売却物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票及び印鑑登録証明書など添付書類は1通のみ提出してください。

- 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

○ 入札保証金の納付方法

売却物件により異なり、「クレジットカードによる納付」又は「銀行振込による納付」のいずれかとなります。（動産・自動車の場合はクレジッ

トカードによる納付のみとします。)

- (6) 公有財産売却において、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 代理人による手続（本人以外の方が本人のために入札等の手続をすることをいいます。参加者が法人の場合で、その代表者以外の方が代表者に代わって入札手続等をする場合を含みます。）をする場合、代理人（受任者のことをいいます。）は、本人からの「委任状（様式3）」に必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）の上、委任者及び受任者の印鑑登録証明書（法人の場合は履歴事項全部証明書及び印鑑証明書）の写し 各1通を添付して那須塩原市に提出してください。

※ いずれも90日以内に発行されたものを添付してください。

※ 代理人による手続をされますと、委任した権限の手続は代理人の氏名で処理することになりますが、落札した場合の契約者氏名及び売払物件が不動産の場合の登記嘱託請求書、買戻し承諾書等の氏名は委任した方になります。

### 3. 売払物件の権利移転などについての注意事項

#### (1) 不動産・自動車・動産共通

ア. 落札後、契約を締結した時点で、落札者に売払物件にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など那須塩原市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ. 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

ウ. 売払物件は現状有姿で引き渡します。物品の移送・修理及び所有権移転に係る全ての手続は落札者が行うこととし、すべての費用は落札者の負担とします。

エ. 契約締結後、売払物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売払物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、この契約締結後において、売払物件の引渡しの日から2年間は、この限りではありません。

#### (2) 不動産の場合

ア. 売払代金の残金納付確認後、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

イ. 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査、アスベスト調査、埋設物調査などは行っておりません。また、開発、建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関に御確認ください。

#### (3) 自動車の場合

落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務

所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続等を行ってください。

#### 4. 個人情報の取扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
  - ア. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住所登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、履歴事項全部証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
  - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを那須塩原市に開示され、かつ那須塩原市がこれらの情報を那須塩原市文書取扱規程に基づき、5年間保管すること。
    - ※ 那須塩原市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
  - ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
  - エ. 那須塩原市が収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認又は同条第2項に定める入札の参加者の資格審査のため警察など関係機関への照会に利用すること。（地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます）
- (2) 売払物件が登記・登録を要する場合、公有財産売却の参加者情報の登録内容（代理人による手続をされた方は、当該委任状に記載された委任者の情報をいいます。以下同じです。）が住民登録や履歴事項全部証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

#### 5. 共同入札について

- (1) 共同入札とは
  - 一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 共同入札における注意事項
  - 共同入札ができるのは、入札対象となる売払物件が不動産の場合に限ります。
  - ア. 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者（以下「共同入札代表者」といいます。）を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申込み手続及び入札手続をすることができるのは、当該共同入札代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申込み手続及び入札手続などについては、共同入札代表者のログインIDで行うこととなります。手続の詳細については、「第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続」を御覧ください。

さい。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名）を連署した「共同入札申出書兼持分内訳書（様式4）」を申込書提出と同時に那須塩原市に提出してください。

また、第1の2の（5）のイに記載の添付書類は、共同入札者全員分が必要です。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や履歴事項全部証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても当該共同入札者の権利移転登記を行うことができません。

エ. 共同入札する場合で「クレジットカードによる納付」の場合は、共同入札代表者のクレジットカードによる入札保証金の納付となります。また、「銀行振込による納付」の場合は、共同入札代表者名による一括納付となります。

オ. 共同入札の場合は、共同入札者全員が第1の1（公有財産売却の参加条件）を満たす必要があります。

## 第2 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

### 1. 公有財産売却の参加申込みについて

- (1) 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、履歴事項全部証明書に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- (2) 法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- (3) 不動産の売却にて共同入札をする場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。

### 2. 入札保証金の納付について

#### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、那須塩原市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

#### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、「クレジットカード」又は「銀行振込」にて納付することになります。なお、入札保証金の金額が100万円を超える場合は、クレジットカードによる納付はできないため、銀行振込による納付になります。

○ 原則として、入札開始2開庁日前までに那須塩原市が入札保証金の納付を確認できない場合は、入札することはできません。

○ 入札保証金には利息を付しません。

ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードで納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、K S I 株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾していただきます。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、K S I 株式会社が入札保証金取扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

○ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

○ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードを御使用ください。

○ 共同入札する場合は、共同入札代表者のクレジットカードによる入札保証金の納付となります。

イ. 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、公有財産売却の参加申込者から必要書類が那須塩原市に到着後、那須塩原市から電子メールにて振込先口座等をお知らせしますので、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で納付してください。

○ 共同入札の場合は共同入札代表者を納付者としてください。また、第1の2の(7)の代理人による手続をされる場合はその代理人を納付者としてください。

○ 振込手数料は参加申込者の負担となります。

○ 銀行口座への振込みの場合は、納付する金融機関によっては、那須塩原市が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがありますので御注意ください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに那須塩原市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保

証金に全額充当します。

### 第3 入札形式で行う公有財産売却の手続

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

#### 1. 公有財産売却への入札

##### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、御注意ください。

##### (2) 入札をなかつたものとする取り扱い

那須塩原市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかつたものとして取り扱うことがあります。

#### 2. 落札者の決定

##### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、那須塩原市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

##### ア. 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

##### イ. 那須塩原市から落札者への連絡

落札者には、那須塩原市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

那須塩原市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、那須塩原市が落札者による売払代金の残金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

##### (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売払物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

#### 3. 売却の決定

##### (1) 落札者に対する売却の決定

那須塩原市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には那須塩原市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印の上、第6の1から3にある必要書類とともに那須塩原市に直接持参又は郵送してください。

(2) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額における消費税及び地方消費税について、不動産の土地には課税されません。ただし土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。

なお、動産・自動車の場合には決定金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱います。

(3) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合、落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに那須塩原市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、売払物件の財産の所有権が落札者に移転します。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約を解除し、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。

ア. 那須塩原市から振込先口座等をお知らせしますので、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で納付してください。なお、共同入札の場合は共同入札代表者を納付者としてください。また、第1の2の（7）の代理人による手続をされる場合はその代理人を納付者としてください。

○ ログインIDで認証されたメールアドレスに、売払代金の残金の納付についての電子メールを送信します。

那須塩原市が送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、売払代金の残金納付期限までに納付の確認ができない場合、その原因が落札者の

責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

イ. 振込手数料は参加申込者の負担となります。

ウ. 銀行口座への振込みは、納付する金融機関によっては、那須塩原市が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがありますので御注意ください。

## 5. 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

### (1) クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、御了承ください。

### (2) 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

## 第4 せり売り形式行う公有財産売却の手続

せり売形式の売却システムは、K S I 株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

なお、せり売りの形式は動産・自動車のみで不動産には実施しません。

### 1. 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合に

よる取り消しや変更はできませんので、御注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

那須塩原市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、那須塩原市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

ア. せり売終了の告知

那須塩原市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告知、せり売終了を告知します。

イ. 那須塩原市から落札者への連絡

落札者には、那須塩原市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

那須塩原市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、那須塩原市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売払物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

那須塩原市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には那須塩原市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、第6の1から3にある必要書類とともに那須塩原市に直接持参又は郵送してください。

(2) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

決定金額における消費税及び地方消費税について、動産・自動車の決定金額に消費税及び地方消費税が含まれるものとして取り扱います。

(3) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合、落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに那須塩原市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、売払物件の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、契約を解除し、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。

ア. 那須塩原市から振込先口座等をお知らせしますので、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で納付してください。なお、共同入札の場合は共同入札代表者を納付者としてください。また、第1の2の（7）の代理人による手続をされる場合はその代理人を納付者としてください。

○ ログインIDで認証されたメールアドレスに、売払代金の残金の納付についての電子メールを送信します。

那須塩原市が送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、売払代金の残金納付期限までに納付の確認ができない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

イ. 振込手数料は参加申込者の負担となります。

ウ. 銀行口座への振込みは、那須塩原市が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがありますので御注意ください。

5. 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、御了承ください。

## 第5 契約に当たっての付す条件

売買契約において、次のとおり条件を付すこととします。

### 1. 市議会の議決に付すべき契約について

(1) 予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の売払い（土地については、1件 5,000平方メートル以上のものに限る。）に該当する物件は、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び那須塩原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第70号）の規定により、市議会の議決に付すこととなります。

ア. 落札者は、那須塩原市の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結の上、那須塩原市議会の議決を受けなければなりません。

イ. 那須塩原市議会に提案した契約は、那須塩原市議会の議決を受けた後、本契約に移行することとなります。

ウ. 那須塩原市議会に提案した契約が、那須塩原市議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効となります。また、落札者はこのことに伴う損害について那須塩原市に対して損害賠償等の請求及びその他一切の異議申し立てをすることはできません。

この場合、納付済の売払代金（落札者の納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を含む。）は、全額返還します。なお、返還の方法は第3の5の（2）（銀行振込による納付の場合）の方法に準じて行います。

### 2. 売買契約に当たっての付す条件

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア. 売払物件を暴力団対策法第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはなりません。

イ. 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはなりません。

ウ. イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にア及びイの内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければなりません。

エ. 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはなりません。この場合において、落札者は、アの使用の禁止をまぬがれるものではありません。

オ. エの第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様にア及びエの内容を遵守させなければなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

ア. 売払物件を風営法第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはなりません。

ん。

イ．売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはなりません。

ウ．イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にア及びイの内容を転得者に継承することを書面で義務付けなければなりません。

エ．売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはなりません。この場合において、落札者は、アの使用の禁止をまぬがれるものではありません。

オ．エの第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様にア及びエの内容を遵守させなければなりません。

(3) 産業廃棄物処理施設への使用の禁止

ア．売払物件を廃棄物処理法第15条第1項に定める産業廃棄物処理施設の用に使用してはなりません。

イ．売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはなりません。

ウ．イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にア及びイの内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければなりません。

エ．売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはなりません。この場合において、落札者は、アの使用の禁止を免れるものではありません。

オ．エの第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様にア及びエの内容を遵守させなければなりません。

(4) 団体規制法第5条に定める観察処分を受けた団体事務所への使用の禁止

ア．売払物件を団体規制法第5条に定める観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはなりません。

イ．売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはなりません。

ウ．イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にア及びイの内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければなりません。

エ．売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはなりません。この場合において、落札者は、アの使用の禁止を免れるものではありません。

オ．エの第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様にア及びエの内容を遵守させなければなりません。

(5) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に著しく支障を及ぼす用途への使用の禁止

ア．売払物件を騒音、振動、臭気その他周辺環境に著しく支障を及ぼす用途に供してはなりません。

イ. 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはなりません。

ウ. イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にア及びイの内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければなりません。

エ. 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定め反する使用をさせてはなりません。この場合において、落札者は、アの使用の禁止を免れるものではありません。

オ. エの第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様にア及びエの内容を遵守させなければなりません。

(6) 実地調査等

(1) から (5) について、那須塩原市が必要と認めるときは、実地調査等を行います。落札者及び所有権移転した場合はその時点の所有者、他の第三者に使用させている場合は当該使用者等が当該実態調査について協力義務を持つものとします。

(7) 違約金

(1) から (5) の特約に違反したときは売払代金の100分の30、(6) の特約に違反したときは売払代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として那須塩原市にお支払いいただきます。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算します。

(8) 買戻特約

売払物件が不動産の場合、(1) から (5) の特約に違反したときは、(7) の違約金の徴収に加えて、落札物件の買戻しをすることができるものとします。買戻しの期間は、契約締結の日から10年間とします。また、買戻しの特約登記をすることがあります。

## 第6 公有財産売却の財産の権利移転及び引渡し

那須塩原市は売払代金の納付を確認後、落札者に以下の条件で引渡しを行います。なお、不動産を除く売払物件の引渡しは原則として那須塩原市の指定場所で直接引渡しを行います。引渡しの際に必要な費用は、落札者の負担となります。

### 1. 売払物件が「不動産」の場合の権利移転及び引渡しについて

(1) 売買契約書の作成について

那須塩原市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には那須塩原市から売買契約書を送付しますので、落札者は収入印紙（必要な場合のみ）を貼付し、必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）の上、契約期限までに次の関係書類及び添付書類とともに、那須塩原市に持参又は郵送（契約期限必着）してください。

ア. 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式5）

落札者の入札保証金を、契約保証金及び売払代金の一部に当てる依頼書

です。

イ．法人等役員一覧表（様式 6）

法人の場合に必要です。※ 共同入札の場合は、共同入札者全員分が必要です。

ウ．添付書類

個人にあつては身分証明書、登記されていないことの証明書及び印鑑登録証明書、法人にあつては履歴事項全部証明書及び印鑑証明書とします。

（いずれも 90 日以内に発行されたもので原本を添付してください。）

※ 共同入札の場合は、共同入札者全員分が必要です。

※ 身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告を受けていないことを証明したものです。身分証明書は、必要な方の本籍地を管轄する市区町村役場戸籍担当係等で発行しています。

※ 登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するものです。本証明書は各法務局・地方法務局で発行しています。

(2) 権利移転の時期

売払物件は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

(3) 権利移転の手続について

ア．落札者は売払代金の残金を納付したあと、那須塩原市に対し次のものを提出してください。

(a) 登記嘱託請求書（様式 7）

登記を嘱託するための依頼書です。

(b) 買戻し承諾書兼登記原因証明情報（様式 8）

登記の際に買戻し特約登記をするための承諾書です。

(c) 売払代金の残金を振り込んだ振込明細書の写し（または払込受領書等の写し）

(d) 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する納付済証明書（登録免許税の金額は判明次第落札者に連絡します。）

イ．所有権移転の登記が完了するまで、前記アの書類等を受領してから 1 か月半程度の期間を要することがあります。

ウ．登記が完了しましたら、登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）及び全部事項証明書（写し）を郵送しますので、「市有財産受領書（様式 9-1）」を返送してください。

(4) 注意事項

ア．落札後、契約を締結した時点で、売払物件にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した売払物件の破損、焼失など那須塩原市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、売払代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

イ．一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はで

きません。

ウ．売払物件内の動産類やゴミ等の撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(5) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

ア．売払物件の引渡しは現状有姿で行いますので、以降にかかる工事費等（建築に係る擁壁、地盤改良、汚水桝の位置変更、水道の引き込み等）はすべて落札者の負担となります。

イ．権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

※ 所有権移転登記を行う際に、那須塩原市と所轄の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料（切手）が必要な場合があります。

(6) 落札者は、売払物件の所有権移転登記完了前に地上権、賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定し、第三者に譲渡し、又は物件を設置することはできません。

(7) 共同入札者が落札者となった場合であっても、基本的には上記と同様ですが、次の部分につきましては相違しますので、御注意ください。

ア．（1）の売買契約書の契約者は共同入札者全員の連名となります。（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書は共同入札代表者のみです。）

イ．（3）のアの（a）の登記嘱託請求書は、共同入札代表者が記載するものを提出することにより、共同入札者全員が那須塩原市に対し所有権移転登記を嘱託したものとみなします。

また、売払物件の持分割合は、「共同入札申出書兼持分内訳書（様式4）」に記載したとおりとなります。

ウ．（3）のアの（b）の買戻し承諾書兼登記原因証明情報は共同入札者全員の連名となり、印鑑登録証明書も全員（各1通）必要となります。

エ．（3）のウの登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）及び全部事項証明書（写し）は共同入札代表者に送付しますので、「市有財産受領書（様式9-1）」は共同入札代表者の方となります。

オ．（3）のアの（d）の登録免許税を納付したことを証する納付済証明書とされる場合は合計額1通で結構です。

## 2. 売払物件が「自動車」の場合の権利移転及び引渡しについて

### (1) 売買契約書の作成

那須塩原市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には那須塩原市から売買契約書（売買契約書を省略できる場合は売買契約書に代えて請書となります。）を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）の上、契約期限までに次の関係書類及び添付書類とともに、那須塩原市に持参又は郵送（契約期限必着）してください。

ア．契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式5）

落札者の入札保証金を、契約保証金及び売払代金の一部に当てる依頼書

です。

イ. 保管依頼書（様式 10）

売払代金の残金の納付日又は引渡し指定日に売払物件の引渡しを受けられない場合に必要です。（保管期間は売払代金の残金の納付日から2か月以内です。）

ウ. 委任状（様式 11）

代理人が売払物件を受領される場合に必要です。

エ. その他那須塩原市から提出を求められた書類

(2) 権利移転の時期

売払物件は売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

(3) 権利移転の手続について

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

イ. 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

(4) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

ア. 売払物件の引渡しは売払代金納付時の現状有姿で行います。引渡しを受ける際に「市有財産受領書（様式 9-2）」を提出してください。

イ. 売払代金の残金の納付日又は引渡し指定日（売払代金の残金の納付日から1か月以内）までに売払物件を引き取れない場合は、「保管依頼書（様式 10-1）」に必要事項を記入・押印して、持参又は郵送により那須塩原市に提出してください。（保管期間は売払代金の残金の納付日から2か月以内です。）

※ 保管期限までに受け取られない場合は、契約違反として契約保証金を没収し、契約を解除します。この場合、すでに納入いただいた売払代金から契約保証金を差し引いた残金を返還します。また、落札内容によっては那須塩原市に対して損害賠償金をお支払いいただく場合がありますので御承知いただきますとともに、前述しました返還金額と相殺させていただきます。

ウ. 引取りに来られる際は、落札者本人確認のため、次に記載の書面及び受書用印鑑（印鑑登録証明印）を持参してください。

落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「エ 代理人が売払物件の引渡しを受ける場合」に準じて行ってください。

○ 本人確認書類

個人番号の記載のない住民票抄本、運転免許証、マイナンバーカード等で住所及び氏名が明記されたもの。

○ 那須塩原市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの

エ. 代理人が売払物件の引渡しを受ける場合は、「委任状（様式 11）」

（代理人の方の個人番号の記載のない住民票抄本、運転免許証、マイナンバーカード（カード表面のみ）等のうちいずれか1点の写しを添付し、提出してください。

※ 代理人の方が引取りに来られるときは、「代理人の方の本人確認書

類」及び「那須塩原市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの」を御持参ください。

※ 落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受ける場合も代理人となります。

※ 参加申込み（本申込み）の際に代理人による手続のため委任状を提出された場合で、「受領」を含めて委任しているときはこの受領に関する委任状は不要です。

ただし、参加申込み（本申込み）の際の代理人と売払物件の引渡しを受ける代理人が同一の方の場合に限ります。

※ 落札者が依頼した配送業者等が受け取る場合は、代理人が売払物件の引渡しを受ける場合の委任状に受け取る期日・配送業者名等を記載の上、事前に那須塩原市へ郵送してください。

その際、「那須塩原市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの」を同封してください。（受け取りの際に、当該配送業者等に「社員証」又は本人確認ができるもの（免許証等）を提示するよう伝えてください。）

オ. 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

カ. 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙が必要です。

#### (5) 注意事項

ア. 落札者が売払代金を全額納付した時点で、売払物件にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した売払物件の破損、紛失など那須塩原市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ. 売払物件の保管費用が必要な場合、売払代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。

ウ. 売払物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付を希望する場合は、落札者自身が配送業者等に依頼して対応してください。

エ. 引渡し等に要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売払物件が、破損、紛失などの被害を受けても、那須塩原市は一切の責任を負いません。

オ. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

カ. 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

キ. 売払物件内のゴミ等の撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

### 3. 売払物件が「動産（自動車を除く）」の場合の権利移転及び引渡しについて

#### (1) 売買契約書の作成

那須塩原市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には那須塩原市から売買契約書（売買契約書を省略できる場合は売買契約書に代えて請書となります。）を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）の上、契約期限までに次の関係書類及び添付書類とともに、那須塩原市に持参又は郵送（契約期限必着）してください。

ア． 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（様式5）

落札者の入札保証金を、契約保証金及び売払代金の一部に当てる依頼書です。

イ． 保管依頼書（様式10）

売払代金の残金の納付日又は引渡し指定日に売払物件の引渡しが受けられない場合に必要です。（保管期間は売払代金の残金の納付日から2か月以内です。）

ウ． 委任状（様式11）

代理人が売払物件を受領される場合に必要です。

エ． その他那須塩原市から提出を求められた書類

(2) 権利移転の時期

売払物件は売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

(3) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

ア． 売払物件の引渡しは、売払代金納付時の現状有姿で行います。引渡しを受ける際「市有財産受領書（様式9-3）」を提出してください。

イ． 売払代金の残金の納付日又は引渡し指定日（売払代金の残金の納付日から1か月以内）までに売払物件を引き取れない場合は、「保管依頼書（様式10-1）」に必要事項を記入・押印して、持参又は郵送により那須塩原市に提出してください。（保管期間は売払代金の残金の納付日から2か月以内です。）

※ 保管期限までに受け取られない場合は、契約違反として契約保証金を没収し、契約を解除します。この場合、すでに納入いただいた売払代金から契約保証金を差し引いた残金を返還します。また、落札内容によっては那須塩原市に対して損害賠償金をお支払いいただく場合がありますので御承知いただきますとともに、前述しました返還金額と相殺させていただきます。

ウ． 引取りに来られる際は、落札者本人確認のため、次に記載の書面及び受領書用印鑑（印鑑登録証明印）を持参してください。

落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「エ 代理人が売払物件の引渡しを受ける場合」に準じて行ってください。

○ 本人確認書類

個人番号の記載のない住民票抄本、運転免許証、マイナンバーカード等で住所及び氏名が明記されたもの

○ 那須塩原市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの

エ． 代理人が売払物件の引渡しを受ける場合は、「委任状（様式11）」

（代理人の方の個人番号の記載のない住民票抄本、運転免許証、マイナンバーカード（カード表面のみ）等のうちいずれか1点の写しを添付し提出

してください。

- ※ 代理人の方が引取りに来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」及び「那須塩原市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの」を御持参ください。
- ※ 落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受ける場合も代理人となります。
- ※ 参加申込み（本申込み）の際に代理人による手続のため委任状を提出された場合で、「受領」を含めて委任しているときはこの受領に関する委任状は不要です。  
ただし、参加申込み（本申込み）の際の代理人と売払物件の引渡しを受ける代理人が同一の方の場合に限ります。
- ※ 落札者が依頼した配送業者等が受け取る場合は、代理人が売払物件の引渡しを受ける場合の委任状に受け取る期日・配送業者名等を記載の上、事前に那須塩原市へ郵送してください。  
その際、「那須塩原市より落札者へ送付された電子メールを出力したもの」を同封してください。（受け取りの際に、当該配送業者等に「社員証」又は本人確認ができるもの（免許証等）を提示するよう伝えてください。）
- ※ 物品の大きさ、重さ、配送先、極端に重い物件や大きな物件、壊れやすい物件などの条件によっては、配送費が高額となる場合があります。（配送等費用の額については、那須塩原市ではお答えできませんので、専門業者等に御確認ください。）
- ※ 配送途中の事故などによって売払物件が、破損、紛失などの被害を受けても、那須塩原市は一切の責任を負いません。（代理人による受け取りや配送業者等が受け取る場合も同様です。）
- ※ 配送に要する費用（梱包費等含む。）は落札者の負担となります。

#### (4) 注意事項

- ア. 落札者が売払代金を全額納付した時点で、売払物件にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した売払物件の破損、紛失など那須塩原市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- イ. 売払物件の保管費用が必要な場合、売払代金納付後の保管費用は落札者の負担となります。
- ウ. 売払物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付を希望する場合は、落札者自身が配送業者等に依頼して対応してください。
- エ. 引渡し等に要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売払物件が、破損、紛失などの被害を受けても、那須塩原市は一切の責任を負いません。
- オ. 所有権の移転に伴う費用は落札者の負担となります。
- カ. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- キ. 売払物件内のゴミ等の撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

い。

## 第7 注意事項

### 1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

#### (1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

#### (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

#### (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

- ア. 入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

### 2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

#### (1) 公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の売却物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

#### (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

※ 入札保証金の返還につきましては、第3の5（落札者以外への入札保証金の返還）の方法に準じて行います。

### 3. 公有財産売却の参加希望者に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、公有財産売却の参加希望者、公有財産売却の参加申込者、入札者など（以下「入札者など」といいます。）に損害が発生した場合、那須塩原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、那須塩原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、那須塩原市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、那須塩原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する際、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、那須塩原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、那須塩原市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインID及びパスワードなどを紛失若しくは、ログインID及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず那須塩原市は責任を負いません。

#### 4. 公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5. リンクの制限など

那須塩原市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、那須塩原市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、那須塩原市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、那須塩原市に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

## 7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

## 8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続において使用する通貨  
インターネット公有財産売却の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続において使用する言語  
インターネット公有財産売却の手続において使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続において使用する時刻  
インターネット公有財産売却の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 9. 那須塩原市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

那須塩原市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、那須塩原市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、那須塩原市が掲載したものでない情報については、那須塩原市インターネット公有財産売却に係る情報ではありません。

## 第8 担当部局の名称及び所在地

〒325-8501

栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市 総務部 財政課 管財係

電話番号 0287-62-7117 FAX番号 0287-62-7220

メールアドレス zaisei@city.nasushiobara.tochigi.jp

## インターネット公有財産売却における個人情報

行政機関がK S I株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になり

ます。

#### クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下「参加者など」という。）は、K S I 株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、K S I 株式会社が入札保証金取扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。